



乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会総会を 4月19日(金)に開催します

乗鞍岳の貴重な自然を保全し、利用者の快適な利用環境を確保するため、平成15年7月から、県道乗鞍岳線の自動車利用適正化(マイカー規制)を例年実施しています。

令和6年度のマイカー規制について、規制期間、規制内容などの実施計画その他について協議するため、下記のとおり協議会の総会を開催します。

- 1 日 時 令和6年4月19日(金曜日)午後3時から4時まで
- 2 場 所 長野県松本合同庁舎 講堂(松本市島立1020番地)
- 3 会議事項
 - (1) 令和5年度事業報告について
 - (2) 令和5年度決算(案)について
 - (3) 乗鞍岳自動車利用適正化実施方針の改正(案)について
 - (4) 令和6年度事業計画(案)について
 - (5) 令和6年度予算(案)について
 - (6) その他

【乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会について】

国、県、市の行政機関、地元事業者、自然保護団体、学識経験者等により平成14年に設立された団体で、乗鞍岳の貴重な自然を保全し、利用者の快適な利用環境を確保するため、県道乗鞍岳線におけるマイカー規制を実施しています。

乗換駐車場の管理、路線バス(シャトルバス)運行、ゲート管理のほか、自然保護の推進、地域振興等の事業を実施しています。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会 共同事務
担 当 環境・廃棄物対策課環境保全係 下村、村上
電 話 0263-40-1941(直通)
電子メール matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp